

政策会議 議事概要

開催日	令和4年11月18日	場所	市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	地域活性化推進団体による山崎幼稚園旧園舎の活用及び用途地域の見直しを含めた都市計画の変更手続きについて		
総合計画での位置付け	基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ③定住魅力の高いまちづくり 基本施策 【9】生活圏の拠点づくりの推進	基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ②環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり 基本施策 【7】住環境整備、土地利用の推進	
総合戦略での位置付け	【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進	【まちの魅力】選ばれるまちづくり	
現状	<p>① 山崎幼稚園旧園舎の経過</p> <p>文科省の基準による耐力度調査の結果、幼稚園園舎としては老朽化が著しく、構造上危険な状態であるため使用できない建物である、と判断を行い、山崎幼稚園の幼児教育を城下幼稚に移すこととした。以下、条例改正以降の経過は次のとおりである。</p> <p>R3.3 山崎幼稚園の位置を城下幼稚園の位置に変更する条例一部改正</p> <p>R3.6 議会定例会で旧園舎をできる限り早期に撤去する考えを表明</p> <p>R3.12 よいまちプロジェクト及び山崎地区自治会長会から園舎の取り壊し延期の要望書を受理、R4.8月までに活用の事業計画書の提出の意向が示される</p> <p>R4.1 R4当初予算に撤去費の計上を見送ることを常任委員会に報告</p> <p>R4.8 当該団体からの旧園舎活用事業計画書を受理</p> <p>② 地域住民の山崎幼稚園旧園舎に対する思い</p> <p>令和3年12月に山崎地区自治会と当該団体の連名で、取壊し延期の要望書が提出された。山崎幼稚園旧園舎は地域住民から提供された土地に設置した背景などから、地域とともに育まれたかけがえのない施設であると地域の中では認識されていると思われる。</p> <p>③-1 用途地域の指定（平成7年11月13日）</p> <p>山崎幼稚園旧園舎は第2種低層住居専用地域（約41ha）のエリアに位置している。この地域で店舗等を設置する場合には、床面積150㎡以下のものであれば可能である。</p> <p>③-2 都市計画マスタープランの策定（令和4年3月）</p> <p>第2次宍粟市総合計画後期基本計画に即し、最重要課題である人口減少に対する将来の地域構造に基づいた宍粟市の拠点と、拠点を中心とする人口流出抑制の第2のダム機能を牽引する範囲、及びそれを補完する範囲を位置づけ、都市づくりの方針と宍粟市の拠点づくりの取組を示し、本計画に基づく各種の施策や事業の推進を図っていくことで持続可能な宍粟市の実現をめざすこととしている。</p>		

<p>【様式②】</p> <p>課 題</p>	<p>【構造上危険建物と判断した園舎の活用について】 令和3年3月定例会において、幼稚園設置条例の一部改正の提案理由では、「耐力度調査を行い、老朽化によって構造上危険な状態であるとの結果がでたため、令和2年度末をもって使用を取り止める判断をした。このことから令和3年4月1日から山崎幼稚園の位置を変更する」と説明している。このような位置付けをした建物を活用する目的を市として明確に整理しておく必要がある。</p> <p>【用途地域による規制について】 山崎幼稚園旧園舎は北園舎（523㎡）、南園舎（533㎡）で延床面積1,056㎡である。よいまちプロジェクトが希望する施設の利用を実現するには、周辺の住環境に配慮したうえで、用途地域の見直しを含めた都市計画の変更が必要となる。</p> <p>【第2のダム機能の促進（強化）】 第2次総合計画において、人口流出抑制のダムとして大型店舗、総合病院などがある市役所周辺を「第2のダム機能＝宍粟市の拠点」として位置づけており、その中でも市の中心市街地の活力の低下は、さらなる市外への人口流出につながる恐れがあると推測している。都市計画マスタープランで計画している「宍粟市の拠点」としての役割を担う中心市街地において、さらなる都市機能の充実や中心拠点としての魅力の向上を図り、まちなぎわいの創出と市内経済の活力につなげていく必要がある。</p>
<p>決 定 事 項</p>	<p>山崎幼稚園旧園舎の除却の方針を改め、よいまちプロジェクトの地域活性化拠点施設としての活用の方向性を決定する。ただし、活用に至るまでには、都市計画の変更について県と協議を進め、法的な手続きが整った段階で、下記のとおり議会の手続きを経た後に活用に関する契約を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 よいまちプロジェクトがめざす目的を達成するために設立された「宍粟市まちづくり株式会社」に、山崎幼稚園旧園舎を議会の議決をもって無償譲渡を行う。 2 土地については10年間の使用貸借契約を締結する。 3 施設の活用にあたっては、法令遵守と耐震調査等施設の安全確保に努めることを求めていく。 <p style="text-align: center;">2 / 2</p>